

○ヒト受精卵の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（平成二十二年 文部科学省 厚生労働省 告示第二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第5章 研究の手續 第1～第4 (略)</p> <p>第5 個人情報の保護</p> <p>(1) 組織の代表者等は、提供者の個人情報の保護に関する措置について、<u>人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）</u>（ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）に基づくヒトゲノム・遺伝子解析研究を行う場合には、同指針）に準じた措置を講じるものとする。</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>第6 (略)</p>	<p>第5章 研究の手續 第1～第4 (略)</p> <p>第5 個人情報の保護</p> <p>(1) 組織の代表者等は、提供者の個人情報の保護に関する措置について、<u>臨床研究に関する倫理指針（平成20年厚生労働省告示第415号）</u>（ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）に基づくヒトゲノム・遺伝子解析研究を行う場合には、同指針）に準じた措置を講じるものとする。</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>第6 (略)</p>